

☆2012年9月号☆

## 市税の回覧板

発行元  
 尼崎市資産統括局  
 税務管理部税務管理課  
 尼崎市東七松町 1-23-1  
 Tel 06-6489-6243



市税の口座振替キャンペーン実施中！！

平成24年4月1日～平成24年11月30日

今なら、  
間に合います！

期間中に口座振替を申し込んで、メイドインアマガサキを当てましょう！抽選で当たります！



|    |          |       |
|----|----------|-------|
| 特賞 | 秘伝調味料セット | 20名様  |
| A賞 | 尼の生醤油    | 100名様 |
| B賞 | ぽんず一番搾り  | 100名様 |
| C賞 | 胡麻ドレッシング | 100名様 |
| D賞 | ヒノデ水飴    | 100名様 |



**対 象** 期間中に新たに口座振替を申し込まれた方

(※既に口座振替をご利用の方で、市税の未納がない方も、自動的に抽選対象になります。)

**対象税目** 市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

☆当選発表は、当選通知の発送をもってかえさせていただきます。

キャッシュカードで口座振替手続きができます！



市役所窓口に設置の端末機にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで、口座振替  
申込手続きがその場で完了する「ペイジー口座振替受付サービス」を平成24年10月から開  
始します。口座届出印の押印が不要で、申込みから口座振替開始までの時間が大幅に短縮でき  
ます。

**対象税目** 市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

**受 付 場 所** 尼崎市役所南館 2 階納税課、市内 3 サービスセンター（阪神尼崎、J R 尼崎、阪急塚口）

**対象金融機関** 三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、みずほ銀行、池田泉州銀行、みなと銀行、尼崎信用金庫、十三信用金庫、ゆうちょ銀行

☆手続きが簡単になった口座振替を、ぜひご利用ください！

お問い合わせは、納税課まで TEL 06-6489-6285

[illegible]



## 平成 25 年度からの個人市民税・県民税の主な改正点をお知らせします

### 生命保険料控除に＜介護医療保険料控除＞が新設されました

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約分から、生命保険料控除として介護医療保険料控除（介護・医療保障を対象とした契約分）が新設されました。

旧制度（平成 23 年 12 月 31 日までの保険契約分）

一般生命保険料控除

個人年金保険料控除

各控除額の適用限度額：35,000 円 ※生命保険料控除の適用限度額：70,000 円



新制度（平成 24 年 1 月 1 日からの保険契約分）

一般生命保険料控除

個人年金保険料控除

新設

介護医療保険料控除

各控除額の適用限度額：28,000 円 ※生命保険料控除の適用限度額は旧制度と同額の 70,000 円です。

### 生命保険料控除の計算方法

旧制度（平成 23 年 12 月 31 日までの保険契約分）、新制度（平成 24 年 1 月 1 日からの保険契約分）の計算方法は以下になります（※1）。一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料（新制度のみ）をそれぞれに計算し、合計したものがその年の生命保険料控除となります（※2）。

| 旧制度（平成 23 年 12 月 31 日までの保険契約分） |                         |
|--------------------------------|-------------------------|
| 支払保険料額（年間）                     | 生命保険料控除額<br>（個人市民税・県民税） |
| 15,000 円以下                     | 保険料額と同額                 |
| 15,000 円超 40,000 円以下           | 保険料額 × 1/2 + 7,500 円    |
| 40,000 円超 70,000 円以下           | 保険料額 × 1/4 + 17,500 円   |
| 70,000 円超                      | 35,000 円                |

| 新制度（平成 24 年 1 月 1 日からの保険契約分） |                         |
|------------------------------|-------------------------|
| 支払保険料額（年間）                   | 生命保険料控除額<br>（個人市民税・県民税） |
| 12,000 円以下                   | 保険料額と同額                 |
| 12,000 円超 32,000 円以下         | 保険料額 × 1/2 + 6,000 円    |
| 32,000 円超 56,000 円以下         | 保険料額 × 1/4 + 14,000 円   |
| 56,000 円超                    | 28,000 円                |

※1 平成 25 年度（所得税では平成 24 年分）以後の申告であっても、旧制度の保険契約分は従前通りの控除計算となります。

※2 旧制度・新制度の両方の契約分を生命保険料控除として申告する場合は、それぞれ旧制度と新制度の控除額を算出した後、合算したものがその年の生命保険料控除（適用限度額：70,000 円）です。



### 退職所得に係る個人市民税・県民税の税額控除が廃止となります

退職所得に係る個人市民税・県民税は、他の所得と分離して、退職所得の金額の区分に応じ税額を計算されますが、算出後の 10% の税額控除が、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われる退職所得に係る分から廃止されることとなりました。

$$\begin{aligned} \text{個人市民税所得割額} &= (\text{退職金収入額} - \text{退職所得控除額}) \times 2 \text{ 分の } 1 \times 6\% \times 0.9 \\ \text{個人県民税所得割額} &= (\text{退職金収入額} - \text{退職所得控除額}) \times 2 \text{ 分の } 1 \times 4\% \times 0.9 \end{aligned}$$

平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われる退職所得から廃止（10% 税額控除）

（参考）

| 勤続年数       | 退職所得控除額                                  |
|------------|------------------------------------------|
| 20 年以下の場合  | 40 万円 × 勤続年数（計算した額が 80 万円より少ないときは 80 万円） |
| 20 年を超える場合 | 800 万円 + 70 万円 × （勤続年数 - 20 年）           |

お問い合わせは、市民税課まで Tel 06-6489-6246 ~ 6248



# 改修工事をされた住宅に対する減額申告を忘れていませんか？



次の改修工事を行った場合、固定資産税を納税者からの申告に基づき減額する制度があります。  
なお、減額措置の申告期限は改修工事完了後 3 か月以内です。

## 1 住宅耐震改修工事

国土交通省が定める現行の耐震基準に適合する耐震改修を行い、建築士等が証明書を発行したものを対象として、その住宅に対する固定資産税の減額措置(1戸あたり 120 m<sup>2</sup>までの税額の 2 分の 1 を、工事完了時期により 1 又は 2 年度分減額)があります。

〈要件〉

- 昭和 57 年 1 月 1 日以前に建てられ、平成 27 年 12 月 31 日までに一定の耐震改修を行った住宅
- 耐震改修費用が 30 万円以上

## 2 省エネ改修工事

国土交通省が定める現行の省エネ基準に適合する改修工事(窓、天井、壁、床の断熱性を高める工事)を行い、建築士等が証明書を発行したものを対象として、居住用部分について、固定資産税の減額措置(1戸あたり 120 m<sup>2</sup>までの税額の 3 分の 1 を、1 年度分減額)があります。※太陽光発電装置設置工事は対象外です。

〈要件〉

- 平成 20 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅で、居住部分が全体の 2 分の 1 以上
- 平成 25 年 3 月 31 日までに省エネ改修を行った住宅
- 省エネ改修費用が 30 万円以上
- 窓の断熱性を高める改修工事を含むこと



## 3 住宅バリアフリー改修工事

浴室や便所改修、手すり設置等のバリアフリー改修工事を行った居住用部分について、固定資産税の減額措置(1戸あたり 100 m<sup>2</sup>までの税額の 3 分の 1 を、1 年度分減額)があります。

〈要件〉

- 平成 19 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅(貸家部分を除く)で、平成 25 年 3 月 31 日までにバリアフリー改修を行った住宅
- 工事完了日の翌年 1 月 1 日に 65 歳以上を迎えている方が居住している住宅
- 介護保険法の要介護若しくは要支援認定を受けている方、又は障がいのある方が居住している住宅
- 補助金を除く自己負担額が 30 万円以上

お問い合わせは、資産税課まで Tel 06-6489-6264(中央・園田地区担当)  
※申告書・証明書等は、Tel 06-6489-6265(小田・立花地区担当)  
資産税課にあります。 Tel 06-6489-6266(大庄・武庫地区担当)



## 市税を滞納すると延滞金がかかります！！

市税は定められた納期限までに納税してください。納期限を過ぎると延滞金が増加されます。

○納期限の翌日から1月を経過するまで⇒上限年 7.3%（平成 24 年中は年 4.3%）

○納期限の翌日から1月を経過したあと⇒年 14.6%

- ・税額が 2,000 円未満及び算出した延滞金が 1,000 円未満の場合は、延滞金はかかりません。
- ・税額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算します。
- ・算出した延滞金に 100 円未満の端数がある場合は、その端数金額は切り捨てます。

**計算例** 平成 24 年度固定資産税・都市計画税の第 1 期の納付が平成 24 年 8 月 20 日になった場合の延滞金（納期限：平成 24 年 5 月 31 日、課税額：50,000 円）

①6 月 1 日から 6 月 30 日までの 30 日間の計算

$50,000 \text{ 円} \times 4.3\% \times 30 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 176 \text{ 円}$ （1 円未満切り捨て）

②7 月 1 日から 8 月 20 日までの 51 日間の計算

$50,000 \text{ 円} \times 14.6\% \times 51 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 1,020 \text{ 円}$

①+②=1,196 円⇒1,100 円（100 円未満切り捨て）



☆ 病気や失業などで納期限までに市税を納めることが困難な場合は、お早めにご相談ください。

お問い合わせは、納税課まで TEL 06-6489-6274



## 証明書発行時の本人確認について



証明書関係の不正な請求を防止し、市民の皆様の大切な個人情報を守るため、2006 年 11 月から、証明書の交付請求時に請求者（窓口に来られた方）の本人確認を実施しています。

○1 点の提示でよいもの○

顔写真付官公署発行の証明書

（例）運転免許証、顔写真付住民基本台帳カード（住基カード）、パスポート、身体障害者手帳、特別永住者証明書、在留カード、外国人登録証明書など

○2 点の提示が必要なもの○

（例）健康保険証、共済組合員証、介護保険証、老人医療費受給者証、学生証、社員証、年金手帳など

☆平成 23 年 3 月より、官公署発行の顔写真付証明書を持っていない方については、健康保険証と年金手帳など 2 点の提示が必要になりました。

※ただし、車検用納税証明書は本人確認書類不要です。

お問い合わせは、税務管理課（窓口担当）まで TEL 06-6489-6284

